

いじめ防止基本方針

平成26年3月19日制定
(令和5年12月一部改定)
(令和6年4月一部改定)
(令和7年4月一部改定)

北海道穂別高等学校

も く じ

I 総 則

- 1 目 的
- 2 いじめの定義
- 3 基本理念
- 4 いじめの禁止
- 5 学校及び教職員の責務

II 基本施策

- 1 学校におけるいじめの未然防止
- 2 いじめ早期発見のための措置
- 3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- 4 インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- 5 点検・評価の実施及び普段の見直し

III いじめの防止等に関する措置

- 1 組織の設置等
- 2 いじめに対する早期対応措置

IV 重大事態への対処

- 1 学校による対処
- 2 設置者への報告

V 全体計画

- 1 いじめ防止教育の全体計画
- 2 いじめ防止教育の年間計画
- 3 いじめ対応のフローチャート
- 4 本校の教育相談体制

I 総則

1 目的

国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）および北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）に基づき本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定める。

いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒を指す。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない「いじめ」」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う「いじめ」」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 基本理念

全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。したがって本校では、次の観点でいじめ防止等の対策を行う。

- (1) いじめの芽はどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの根絶を目指す。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやしたてたり、それを認識しながら放置したりすることのないよう、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) 学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者と相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服する。

7 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

8 学校及び教職員の責務

生徒の保護者、地域住民、寮、町教委その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

- (1) いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。
- (2) 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、生徒一人ひとりについての理解を深め、生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行う。

II 基本施策

1 学校におけるいじめの未然防止

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通いあう、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
 - ①各担任より、生徒に対して「いじめの定義」（総則の2）を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。
 - ②相手を知り自分を知ってもらう、ソーシャルスキルプログラム等を通して相手を思いやる気持ちを醸成する。
 - ③学力に対する自信のなさや不安に伴うひやかしからかいなどを防ぐためにも、公開授業や教科研修などにより「わかる授業」の徹底を図る。
 - ④年度当初より授業中の規律（ベル着や姿勢等）について徹底する。また、いじめが教職員の不用意な発言からも発生することを理解し、言動にも注意する。
 - ⑤いじめ防止教育の全体計画に基づき、全ての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。
 - ⑥いじめ防止教育の年間計画に基づき、計画的に人間教育を行うとともに、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し情報交換等を実施する。
- (2) いじめを防止するため、生徒の保護者、地域、住民、穂星寮、町教委や社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
 - ①地域との連携（インターンシップ、地域理解学習等）により、地域や社会における望ましい在り方・生き方について考えさせる。
 - ②寮や町教委との連携を密にし、寮会議等により生徒達の様子について情報交換を行い、必要な支援や指導を協働して行う。
 - ③保護者や寮関係者にも学校行事への参加を要請し、学校と保護者及び生徒との一体感を育てる。
- (3) 学級通信や学校だより（イーハトーブ）等を通して、保護者や地域に対して学校の現状やいじめ対策等について周知する。

2 いじめ早期発見のための措置

- (1) いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケートや面談等を定期的に行う。
 - ①担任及び教科担任は、生徒の些細な変化に気づいた場合、5W1H（いつ、誰が・誰と、どこで、何を、なぜ、どのようにした）をメモし、教職員が共有できるようにする。
 - ②担任は、学年及び養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭や寮での様子を含めて連絡を密にする。
 - ③生徒との会話等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ④定期的なアンケートの実施や面接を実施し、気になる場合には直ちに面接を行うなどして対応する。
- (2) 穂星寮・町教委、警察、病院等と連携を図りながら、いじめに係る相談体制を整備する。
- (3) 教育相談週間を定期的の実施するとともに、いつでも相談できる環境づくりを整備する。

3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

関係機関及びスクールカウンセラー等の専門家を講師とした校内研修会を計画的に実施し、教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備等に努める。

4 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- (1) 生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実（専門家による外部講演会等）に努めるとともに、保護者への啓発活動を行う。
- (2) 生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するため、ネットパトロールを通じて適切に対応する。
 - ①フィルタリングを解除したPCによりネット上を定期的に巡回する。
 - ②不適切な書き込みがあった場合は、内容を記録し、書き込んだ本人が特定される場合は、直ちに削除させる。
 - ③②により削除出来ない場合は、「掲示板の管理人に削除依頼 → 掲示板のプロバイダに依頼 → 警察・法務局（人権擁護委員）へ依頼する。

5 いじめ防止基本方針の点検・見直し

本校の「いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかどうか、「北海道いじめ防止基本方針」や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」などに変更があった場合は、必要に応じて見直しを行う。

また、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、実施状況を定期的に点検及び評価する。

- (1) 学校評価にいじめの早期発見・再発防止のための取組に関する項目を加え、適正な評価を行う。
- (2) 中間及び年度末で反省を行い、次年度に向けての改善を図る。
- (3) 生徒や保護者、地域住民（学校評議員等）から意見を取り入れるために、学校評価でアンケートを実施し、その内容を基に、見直しを図るものとする。

Ⅲ いじめの防止等に関する措置

1 組織の設置等

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（構成員）校長 教頭 生徒指導部長 担任 養護教諭
必要に応じてスクールカウンセラー 警察 外部専門家等

〈役 割〉基本方針に定める年間計画に基づいた未然防止・早期発見に向けた取組（アンケート調査、教育相談等）、基本方針の修正、いじめに関する相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

（開 催）月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針を定期的に点検及び評価し、必要に応じて見直す。

2 いじめに対する早期対応措置

- (1) いじめと疑われる事案を発見したりした教職員は、担任及び生徒指導部長、管理職へ速やかに報告（5W1H）する。

【把握（記録）する情報例】

 - ・時間・場所～いつ、どこで発生したか
 - ・関係人物～誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
 - ・内容～どのような行為を受けたか
 - ・要因・背景～動機やきっかけ
 - ・状況～行為の継続性

【いじめと疑われる事案の具体例】

 - ・いじめが疑われる言動を目撃
 - ・日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
 - ・「いじめアンケート」等から発見
 - ・教員や学習支援員等からの気になる報告
 - ・被害児童生徒からの訴え・相談
 - ・いじめを目撃した児童生徒からの報告・相談
 - ・被害児童生徒の保護者からの訴え・相談
 - ・いじめを目撃した児童生徒の保護者からの連絡・相談
- (2) 担任は生徒指導部・いじめ防止対策委員会（状況に応じて）と相談しながら適切な措置を行い、被害生徒を徹底して守り通す。
 - ①いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ②生徒たちへの影響を十分に考慮し、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備する。
 - ③これまでの調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。
 - ④得られた調査結果は児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。
- (3) 担任は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはスクールカウンセラーなど外部機関の協力を得ながら継続的に対応する。
- ①いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する適切な情報提供及び支援を行う。
 - ②いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- (4) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
- (5) 担任は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなどしながら解決を図る。
- (6) いじめが犯罪行為と認められるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

IV 重大事態への対処

1 学校による対処

- (1) 次に掲げる重大事態が発生した場合には、教育局の指導・助言のもと速やかにその事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する等、組織的な対応を行う。
- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。
- (2) (1) の調査を行うに当たっては、細心の注意を払うと共に、問題が深刻な場合は状況に応じて外部の関係組織との連携を図るなど、第三者の参画を得る。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切かつ迅速に提供する。
- (4) 情報の混乱を避けるため、外部との窓口を教頭一本とする。
- ①教頭は、校長と連絡を密にし、情報について整理する。
 - ②教職員においては、誤解を招くような言動は慎む。
- (5) 不幸にして重大な事故が起きた場合は、他の人々に及ぼす心理的影響を可能な限り少なくするための事後対応を行う。
- ①遺族については、サポートの必要性を注意深く見守る。
 - ②生徒一人ひとりの状態を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーを要請する。
 - ③全校集会及び保護者説明会を開き、個人情報に配慮しながら事実経過と再発防止に向けて周知する。

2 設置者への報告

- (1) 重大事態が発生した場合には、速やかに北海道教育委員会へ報告する。
- (2) (1) の報告を行う際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を北海道教育委員会に提出する。

V 全体計画

1 いじめ防止教育の全体計画

教育活動全般を通していじめについての指導を行うため、全体計画を次のとおり定める。

関係法令
○日本国憲法 ○教育基本法 ○学校教育法 ○いじめ防止対策推進法

道教委資料
○北海道いじめの防止等に関する条例

各教科・科目における関連
1 国語 お互いに気持ちを伝え合う力を高め、考える力や想像する力を養い、言語感覚を豊かにする。 2 地歴・公民 歴史や文化、社会の成り立ちに関する理解を深め、国際社会で主体的に生き、平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な能力を養う。 3 数学 数学的な見方や考え方を身につけることにより、秩序ある生活や真実を追究する態度を育成する。 4 理科 自然の事象・現象を探究する活動の保全に寄与する態度と道徳的判断力や真理を大切にすることを育てる。 5 保健体育 健康の保持増進についての理解と運動の合理的な実践を通じて、心身の調和的な発展を促すとともに、安全に留意し、元気な生活を営む態度を育てる。 6 書道 芸術の幅広い活動を通じて、芸術を愛好する心情を育て、人としての在り方、生き方を考察する中で感性を高め、豊かな情操を育成する。 7 英語 基本事項の定着を徹底し、読む・書く・話す・聞くの4技能をバランスよく指導しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や他国の文化や風習を理解し尊重する態度を育てる。また、多様な見方や考え方があることを理解させ、広い視野に立って物事を判断する態度を育てる。 8 家庭 衣食住、家族、保育に関する基礎的・基本的な知識と技術を家庭経営の立場から総合的・体験的に習得させ、男女が協力して社会を築いていく実践的な態度を育てる。 9 情報・商業 社会における情報技術の役割や影響、ビジネスの意義や役割について理解することで社会的な責任を負う職業人として倫理観を持ち、社会の信頼を得ることのできる人材を育成する。

学校教育目標
社会の有為な形成者としての資質を養う。 1 自ら学び向上する人間 2 誠実で思いやりのある人間 3 健康で規律ある人間

いじめ防止教育の重点目標
1 基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め、社会に貢献する意欲的な態度を育成する。 2 自他の生命を尊重し、思いやりのある生徒を育成する。 3 目標を持ち、向上の意欲を持って自己実現に取り組む生徒を育成する。 4 奉仕の精神をもって地域社会に貢献する態度を育成する。 5 学習活動や体験活動を通じて、自己の在り方生き方について考え、主体的に生きる態度を育成する。

社会の要請、地域や生徒の実態
1 基礎的・基本的な学力の習得に努める。 2 身だしなみやマナー、モラルを重視し、心身共に健康で精神的に豊かな生活を築く力を育む。 3 地域の行事に積極的に取り組み、地域に根ざした人材を育成する。 4 概ね素朴で素直であるが、コミュニケーションスキルや自己肯定感が低い生徒も多い。

総合的な探究の時間、特別活動における関連	
1 特別活動 【HR活動】集団の一員としてより良い生活づくりに参画し、望ましい人間関係を形成する中で社会の一員としての自己の生き方を探究する。 【生徒会活動】生徒会活動を主体的に行うことによって、協力して諸問題を解決しようとする自主的な態度を育成する。 【学校行事】学校行事を通じて、集団への所属感や連帯感を深め、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する。	2 総合的な探究の時間 ・地域の教育資源を活用した体験的な学習活動を他者と協働し、地域社会の理解、社会と自分とのより良い関わりを考え、自己進路目標実現と自分らしい生き方の実現に向けて、自らの問題意識に基づく課題を解決する能力と自分の考えを他者に効果的に伝えることができる能力を育成する。 ・1年「自分を知り、地域社会を知る」 ・2年「自分と社会の関わり」 ・3年「自分の進路を切り開き、地域に自分の考えを発信する」

HR指導における関連
1 ソーシャルスキルトレーニングや子ども理解支援ツール「ほっと」を用いる等の指導を行い、良好な人間関係を形成する力を身につける。また、いじめ・ネットトラブル根絶メッセージの取組等を通して、いじめをなくす強い気持ちを育てる。 2 学級通信や寮会議など、保護者や寮との連携を深め、信頼関係を構築しながらいじめの防止に努める。

家庭・地域との連携
1 マザーズフォレスト町民植樹祭や、穂別流送まつり、町民文化祭などの地域行事に積極的に参加しながら、家庭や地域と連携した教育活動を推進する。 2 地域探究活動を進める。

いじめ防止教育の推進体制
1 教務部 「わかる授業」の実践を通して学ぶ喜びを体感させ、学習意欲の向上や基礎学力の定着、家庭学習の習慣化を図る。また、保護者と教師の連携を深めPTA活動の活性化や地域との協力を通じていじめ防止に努める。 2 生徒指導部 いじめについて生徒に理解させ、社会に通用する価値観の醸成、正しい判断力、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、健康や安全に対する意識の高揚を図り、教育相談活動を推進して生徒が安心して学校生活を送ることができる環境をつくる。また、生徒会活動を活性化させ、いじめ防止を宣言するための活動を推進する。 3 進路指導部 人生設計における進路選択の位置づけを理解・自覚させ、主体的に取り組む姿勢を育成する。 適確な自己理解に基づき進路目標を定め、実現に向けて継続的に努力する中で、広い視野と豊かな心を育て、いじめの防止につなげる。

学校の環境の充実
講演会、授業公開週間、学校祭や体育大会等を実施するにあたって、積極的に地域やPTAに協力を依頼する。その結果や学校評価について、Webページ、学校だより（イーハートブ）、PTAだより等で公開する。

異校種等との連携
1 出前授業 2 企業キャンパス見学会 3 進路分野別座談会 4 インターンシップ 5 中高リーダー交流事業 6 学校説明会（中学生、教職員、保護者） 7 中学校訪問 8 地域連携協力校（苫小牧西高校）との連携 9 穂別地区小中高生徒指導連絡協議会

2 いじめ防止教育の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のための年間指導計画を、次のとおり定める。

	4月	5月	6月	7月
会議等	○いじめ防止対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発 ○PTA総会 (基本方針の周知)	○いじめ防止対策委員会 ○学校評議員会 (基本方針の周知)	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会
	事案発生時・緊急対応会議開催			
防止対策	○学級づくり ○人間関係づくり ○生徒会あいさつ運動 ○いじめ実態調査 ○生徒総会 (基本方針の周知)	○春季教育相談週間 ○生徒理解支援ツール「ほっと」 実施 ○生徒指導部通信発行 (いじめ調査の結果と本校 の基本方針について)	○ケータイ・スマホ安全教室	○夏季休業前生活指導

	8月	9月	10月	11月
会議等	○いじめ防止対策委員会 ○いじめ対応に関する校内 研修 (基本方針に基づいて : コンパス使用)	○いじめ防止対策委員会 ・中間報告 ・ネットパトロール報告 ・指導経過	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会 ○学校評議員会 ・中間報告
	事案発生時・緊急対応会議開催			
防止対策		○性教育講演会 ○いじめネットトラブル 根絶メッセージ作成	○生徒会あいさつ運動 ○いじめ実態調査 ○秋季教育相談週間 ○生徒理解支援ツール「ほ っと」実施	○生徒指導部通信発行 (いじめ調査の結果と本校 の基本方針について)

	12月	1月	2月	3月
会議等	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会	○いじめ防止対策委員会 ・ネットパトロール報告 ・指導報告 ・評価、改善 ○学校評議員会	○いじめ防止対策委員会 ○PTA役員会
	事案発生時・緊急対応会議開催			
防止対策	○保護者アンケート ○冬季休業前生活指導			○学年末始休業前生活指導

《 発見・報告 》

生徒や保護者等からのいじめに係る報告・相談を受けたり、いじめと疑われる事案を発見したりした教職員は、担任及び生徒指導部長、管理職へ速やかに報告（5W1H）する。

【把握（記録）する情報例】

- ・ 時間・場所～いつ、どこで発生したか ・ 関係人物～誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
- ・ 内容～どのような行為を受けたか ・ 要因・背景～動機やきっかけ ・ 状況～行為の継続性

【いじめと疑われる事案の具体例】

- ・ いじめが疑われる言動を目撃 ・ 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・ 「いじめアンケート」等から発見 ・ 教員や学習支援員等からの気になる報告
- ・ 被害児童生徒からの訴え・相談 ・ いじめを目撃した児童生徒からの報告・相談
- ・ 被害児童生徒の保護者からの訴え・相談 ・ いじめを目撃した児童生徒の保護者からの連絡・相談

報 告

《 対応検討 》

生徒指導部会、いじめ防止対策委員会（状況に応じて）において対応を検討。

【調査】いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査。

【対応】生徒たちへの影響を十分に考慮し、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備。

【報告】調査結果等の管理職への報告・指示を仰ぐ。

【指導方針決定】指導体制及び対応プランの作成。

◎いじめの認知判断

報 告

校 長

教員招集

重大事案
の場合

《 教育局との連携 》

- ・ 速やかに教育局に報告する。
- ・ 教育局の指導・助言のもと速やかにその事態に対処する。
- ・ 状況に応じて外部の関係組織との連携を図るなど、第三者の参画を得る。

※重大事案とは…

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより上記①②の事態に至ったとの申立てがあったとき。

《 職員会議 》

いじめの事実関係を周知し、対応について全教職員の共通理解を図る。

対 応

《 生徒・保護者への対応 》

- ・ いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する適切な情報提供及び支援を行う。
- ・ いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなどしながら解決を図る。
- ・ 必要があると認めるときは、学習環境等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・ いじめの再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはスクールカウンセラーなど外部機関の協力を得ながら継続的に対応する。

継続
対応

《 解消の判断 》

生徒指導部会、いじめ防止対策委員会（状況に応じて）においていじめの解消を判断する。

⇒①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※解消と判断しても必要に応じて継続指導を行う。

4 本校の教育相談体制



＜本校教員のチーム対応による相談＞

- ・春季、秋季教育相談週間（５月、１０月）
- ・個別面談＆相談（随時）

解決へ

解決しない場合



＜関係機関による相談＞

- ・スクールカウンセラーへの相談
- ・学校医への相談
- ・特別支援巡回相談員への相談
- ・スクールソーシャルワーカーへの相談

解決へ

解決しない場合



＜外部機関を利用する相談＞

- ・外部機関相談窓口の紹介 ⇒ 相談、受診

解決へ